

安全保障理事会決議 1856 (2008)

2008年12月22日、安全保障理事会第6055回会合にて採択

安全保障理事会は、

コンゴ民主共和国に関する決議および議長声明、とりわけ決議 1843 (2008) および決議 1794 (2007) ならびに 2008年10月29日付 (S/REST/2008/40) および 2008年10月21日付 (S/PRST/2008/38) 議長声明を想起し、

コンゴ民主共和国の主権、領土保全および政治的独立に対する支持を再確認し、

コンゴ民主共和国の領域内の安全を確保することならびに法の支配、人権および国際人道法に関し自国民を保護することに対する同国の主要な責任を強調し、

北部キブにおいて大規模な人々の避難および難民の越境移動を引き起こし、ならびに PARECO および他の違法な武装集団をも関与させた、過去における侵略的な軍事行動を繰り返した人民防衛のための国民会議 (CNDP) を非難し、また東部州における神の抵抗軍 (LRA) による攻撃、ならびにイツリにおける違法な武装集団による敵対行為の再開をも非難し、

キブにおける永続的な平和への主要な障害は、決議 1804(2008)において確認された通り地域における紛争の主要な原因の一つを表している、ルワンダ民主解放勢力 (FDLR) を含む、コンゴ領域内における違法な武装集団の駐留および活動であることを強調し、

大湖地域国際会議の議長代理ムワイ・キバキ大統領およびアフリカ連合の当該期の議長のジャカヤ・キクウェテ大統領による 2008年11月7日に開催されたナイロビサミットの最終宣言および 2008年11月9日にサントンで開催された SADC 国家および政府の長の特別会合のコミュニケを留意し、大湖地域事務総長特使、オルシェグン・オバサンジョ前ナイジェリア大統領、およびベンジャミン・ムカパ前タンザニア連合共和国大統領を含む仲介者の任命を歓迎し、これら仲介者に彼らの活動について安保理に通知し続けることを招請し、および同地域の国家に対してコンゴ民主共和国東部における危機に関して支持をこの高水準に維持し続けることおよびこの紛争を解決するための取り組みを支援するために行動することを奨励し、

2007年11月9日にナイロビで署名されたコンゴ民主共和国政府およびルワンダ共和国

政府の合同コミュニケならびに 2008 年 1 月 6 日から 23 日までゴマで開催された南北キブにおける平和、安全および開発会議により生じた合意協定を想起し、コンゴ民主共和国東部における事態の安定化のために、ゴマおよびナイロビプロセスは適切な枠組みであることを再確認し、

決議 1807(2008)によって課された武器禁輸の違反を支持しあるいは大湖地域の安全、安定および開発合意に従った地域に存在する武装集団の活動を支援するために、各領土の使用を予防するコンゴ民主共和国政府および地域政府の責任を強調し、彼らに対してコンゴ民主共和国東部地域におけるいかなる違法武装集団に対する越境の支持を予防するために効果的な措置を取ることを促し、コンゴ民主共和国およびルワンダ政府間での高官級の二国間協議によってなされた進展を歓迎し、

また早期に実行された包括的および永続的な治安部門改革の重要性ならびに恒久的な武装解除、動員解除、再定住あるいは再帰還、適宜、ならびにコンゴ民主共和国の長期的な安定化のためのコンゴおよび外国の武装集団の社会復帰の重要性、またこの分野において国際的な協力機関による貢献を想起し、

天然資源の違法な搾取、そのような資源の違法取引およびアフリカの大湖地域、とりわけコンゴ民主共和国における紛争を煽りまた悪化させる主要な要因の一つとしての武器の拡散と取引の間の関連性を認識し、

人道および人権の状況の悪化への極度の懸念を表明し、とりわけ自国民の市民に対する標的とされる攻撃、性的暴力、子ども兵の徴用と即決処刑を非難し、またとりわけ、民兵および武装集団によりまたコンゴ民主共和国武装兵 (FARDC)、コンゴ国家警察 (PNC) ならびに他の治安および諜報サービスの部隊によって行われた、人権および国際人道法のような違反を阻止し、ならびに犯罪行為者および彼らが仕えた上級指揮官を訴追するために、国際連合コンゴ民主共和国ミッション (MONUC) および他の関連主体との協力において、コンゴ民主共和国政府への緊急の必要性を強調し、また加盟国に対して、この点に関して支援し、犠牲者に対して医療、人道上およびその他の支援を提供し続けることを求め、

女性、平和および安全に関する決議 1325 (2000) ならびに 1820 (2008)、紛争地域における国際連合要員、関連要員および人道支援要員の保護に関する決議 1502 (2003)、武力紛争における文民の保護に関する決議 1674 (2006) ならびに武力紛争における子どもに関する決議 1612 (2005) を想起し、またコンゴ民主共和国の武力紛争における当事者に関する子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の結論 (S/2008/693) を想起し、

コンゴ民主共和国の域内におけるおよび同国への武器の継続的かつ不法な流出入を非難し、武器禁輸および決議 1807 (2008) によって規定されたその他の措置の実施を密接に監視し続ける決意を宣言し、

民主主義を強化し、また法の支配、グッドガバナンス、回復および開発を促進するためにコンゴ民主共和国政府および国際協力機関から必要とされる長期的、持続可能な取り組みを強調し、

MONUC への完全な支持を表明し、犯罪行為者にかかわらず、国際連合平和維持要員および人道要員に対するすべての攻撃を非難し、またそのような攻撃に責任を有する者は訴追されなければならないことを強調し、

決議 1843 (2008) により許可された MONUC の能力の一時的な増加は、MONUC を再編成し、とりわけその組織および兵力を再構成しまたその展開を最大限可能とすることを目的とし、それはコンゴ民主共和国東部において市民を保護しまたさらなる治安を提供する取り組みを強化するために必要に応じて展開するより高い柔軟性を提供する早期対応能力の構成を可能とするものであったことを想起し、

紛争の分野における治安事項および信頼できる、団結したおよび訓練されたコンゴ軍の加速化された創設に関するコンゴ民主共和国政府および MONUC の間の効果的な調整は MONUC の職務権限の履行に必要不可欠であることを確認し、

2008 年 11 月 21 日付の、コンゴ民主共和国国際連合ミッションに関する事務総長第 4 特別報告書 (S/2008/728) およびその勧告を留意し、

コンゴ民主共和国における事態が、この地域において国際の平和と安全に対する脅威を引き起こし続けていることを決定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. MONUC の展開を 2009 年 12 月 31 日まで延長することを決定し、その日付まで最大 19,815 名の軍事要員、760 名の軍事監視員、391 名の警察官および 1,050 名の要員により編成された警察部隊で継続する権限を与える。
2. MONUC に対して、キブにおける危機、とりわけ市民の保護に対応することを最高の優

先度とし、またコンゴ民主共和国東部における行動に来年は漸次集中することを要請する。

3. 本決議の採択から、MONUC がコンゴ民主共和国政府との密接な協力の下に行動しつつ、この優先順位に従って、次の目的のために職務権限を有することを決定する。

市民、人道要員および国際連合要員ならびに施設の保護

- (a) 身体的な暴力、とりわけ紛争に従事するいかなる当事者からの暴力、の差し迫った脅威のもとにある人道要員を含む、市民の保護を確保すること
- (b) 人道支援が提供される治安条件の改善に貢献し、難民および国内避難民の自発的帰還を支援すること
- (c) 国際連合要員、施設、設備および装備の保護を確保すること
- (d) 国際連合および関連要員の安全ならびに移動の自由を確保すること
- (e) 市民による暴動事件において治安を改善するために国家警察および治安部隊の合同巡回を行うこと

外国およびコンゴ武装集団の武装解除、動員解除、資源の監視

- (f) 哨兵線および探索手段、ならびに同地区において武力を使用し続ける違法な武装集団の軍事能力を妨害した市民への攻撃を予防するためにすべての必要な活動を行うことを含み、とりわけコンゴ民主共和国東部において、外国またはコンゴ人のあらゆる武装集団からのゴマおよびナイロビプロセスを脅かす武力行使の企てを防止すること
- (g) コンゴ民主共和国東部に展開された FARDC 統合部隊と活動を調整し、国際人道、人権および難民法に従い、次の目的で、これら部隊によるおよび合同で計画された活動を支援すること。

一抵抗する現地武装集団の、武装解除、動員解除、社会復帰プロセスへの参加およびこれら武装集団に関連する子どもの解放を確保するために彼らを武装解除すること

—外国の武装集団の、武装解除、動員解除、再帰還、再定住および社会復帰プロセス（DDRRR）およびこれら武装集団に関連する子どもの解放を確保するために彼らを武装解除すること

—違法な経済活動より生じた支援を含む、違法な武装集団への支援の提供を予防すること

(h) 武装解除した外国の戦闘員および彼らに従属する者の自発的動員解除および再帰還を促進すること

(i) 子どもに特別の注意を払いつつ、武装解除プロセスを監視し、適宜、不安定な場所においては治安を提供し、また国際連合国別現地チームならびに二国間および多国間の協力者との協力の下、コンゴ当局によって実施される統合の取り組みを支援しながら、コンゴ人戦闘員および彼らに従属する者の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）の国家計画の実施に貢献すること

(j) 天然資源の違法取引によって生じた違法な武装集団への支援の提供を削減するために監視および査察の能力を用いること

治安部門改革に支援における FARDC の訓練および指導

(k) 治安部門改革を支援する国際的なより広範な取り組みの一部として、コンゴ民主共和国の統治地域において配置された FARDC の統合部隊の多様な構成員および部隊に対して、人権、国際人道法、子供の保護およびジェンダーに基づいた暴力の防止の分野を含む、軍事訓練を提供すること

(l) 欧州連合の活動 EUSEC および EUPOL を含み、国際的協力機関と調整において、治安部門改革の当初の計画過程においてコンゴ政府を支援する国際社会の取り組みに貢献し、信頼できる、一貫したまた訓練されたコンゴ軍隊を構築し、コンゴ国家警察の能力および関連する法執行機関を発展させること

コンゴ民主共和国の領域の治安

(m) 特に湖を含み、仮設滑走路の使用および国境線の監視により、不安定な主要区域における軍の移動および集団の立場ならびに外国軍事部隊の駐留について時宜にかなった方法で監視しまた報告を行うこと

(n) 必要と考えられる場合また通知なくして、南北キブおよびイツリにおいて港湾、空港、軍用飛行場、軍事基地および国境線通過に利用するあらゆる交通車両および航空機の積荷の検査を含み、適宜、関係政府および決議 1533 (2004) によって設立された専門家グループとの協力において、決議 1807 (2008) 第 1 項によって課された措置の履行を監視すること

(o) コンゴ民主共和国領域内における存在が、決議 1807 (2008) の第 1 項によって課された措置に違反する武器および関連物質を、適宜、没収または回収し、また適宜それら武器および関連物質を廃棄すること

(p) 決議 1807 (2008) の第 8 項の規定の履行において、コンゴ民主共和国の権能を有する税関当局に対して支援を提供すること

(q) 地雷撤去能力の強化において、コンゴ民主共和国政府を支援すること

4. コンゴ当局、国際連合国別現地チームおよび援助国との密接な協力において、MONUC がまた民主的な制度および法の支配を強化を支援する職務権限を有すること、またその目的のために以下を行うことを決定する。

(a) 国家、州、地域および地方レベルで民主的制度およびプロセスを強化するために助言を提供すること

(b) 仲介の提供を通じてを含み、国民和解および国内の政治対話を促進し、また市民社会および複数政党制民主主義の強化を支援し、ゴマおよびナイロビプロセスへの必要な支援を与えること

(c) 女性、子どもおよび最も脆弱な人に特に関心を払いながら、人権の保護および促進を支援し、人権侵害を調査し、不処罰を阻止する目的で、適宜、その調査結果を公表し、移行期正義の戦略の発展および履行を支援し、また人権および国際人道法の重大な違反の行為者を訴追する国家および国際的な取り組みに協力すること

(d) 国際協力機関および国際連合国別現地チームとの密接な調整において、地方選挙の組織、準備および実施に関して国家独立選挙委員会を含み、コンゴ当局に支援を提供すること

- (e) 2009年6月末に実施が予定されている、自由かつ透明な地方選挙の実施のための安全かつ平和的な環境の設立を支援すること
 - (f) グッドガバナンスの促進および説明責任の原則の尊重に貢献すること
 - (g) 国際的協力機関との調整において、軍事司法制度を含み、司法および矯正制度の能力の強化においてコンゴ民主共和国政府に助言を行うこと
5. 第3項(a)から(g),(i),(j),(n),(o)および第4項(e)に掲載されている任務を実行するために、部隊が配置されている地区において、またその能力の範囲内において、MONUC に対してすべての必要な手段を用いる権限を与える。
 6. 第3項(a)から(e)に記載されているとおり、市民の保護は、第3および4項に述べられている他の任務のいかなるものよりも、可能な能力および資源の使用についての決定において優先されるべきことを強調する。
 7. 事務総長に対して、コンゴ民主共和国における国際連合平和構築の取り組みの行動を強化する目的で、また国の東部地区での取り組みに MONUC が集中することを認めるために、西部地区に関しては、MONUC から国際連合国別チームならびに二国間および多国間協力機関に対して、第4項に掲載されたこれら任務の漸進的な移行についての3か月毎の次回の報告書において、勧告を提示することを要請する。
 8. 強固な交戦規則を通じてを含み、本決議に記載されている職務権限を完全に履行する MONUC の重要性を強調し、事務総長に対して本決議の規定に完全に即したものとし、また安全保障理事会および兵力提供国に対して報告するために、MONUC の活動概念および交戦規則が 2009年1月31日までに更新されることを確保することを要請する。
 9. 事務総長に対して、定期的にまた少なくとも3か月毎に、コンゴ民主共和国の事態に関して報告を継続し、また安全保障理事会に対して、同様に定期的に、軍事的な事態について特定の最新情報を提供することを要請する。
 10. とりわけ事務総長に対して、上記第9項に基づく次回の報告書において、第3および4項に記載された職務権限の履行に関して進捗状況を評価しまた追跡するための適切な基準を持った戦略的実施計画の発展について安全保障理事会に通知することを要請する。
 11. 事務総長に対して、彼の次回の報告書に MONUC の DDR および DDRRR 計画の包括

的な評価を含み、また、大湖地域特使との密接な調整において、効果、資源および MONUC の軍事部門との調整を増加するために必要とされる可能な調整について勧告を行うことを要請する。

12. すべての当事者が MONUC の活動と完全に協力したコンゴ民主共和国の全領域において、国際連合および関連要員が職務権限の実行において治安および支障のないまた即座のアクセスを確保するように要求し、とりわけすべての当事者がすべての港湾、空港、軍事飛行場、軍事基地および国境線通過を含み、MONUC 軍事監視員への完全なアクセスを提供し、また、さらに、MONUC の人権監視員が拘禁センターおよび統合センターへのアクセスを認められることを要求し、また事務総長に対して、これら要求を遵守することへの不履行を遅滞なく報告することを要請する。
13. MONUC に対して、コンゴ民主共和国における軍事要員によって特に行われる性的暴力の規模および重大性を鑑みて、その職務権限に従いコンゴ治安軍の訓練を通じてを含み、性的暴力を予防し対応する取り組みを強化すること、また必要な場合には別個の添付資料においてを含み、性的暴力の事件に関するデータおよびこの問題の傾向分析を含み、この点に関して取られた行動について定期的に報告することを要請する。
14. 上記第 3 項(g)に記されている職務権限に合致して、違法な外国およびコンゴの武装集団に対する FARDC によって主導される活動は、MONUC と合同で、また国際人道、人権および難民法に従って計画されるべきこと、また市民を保護するための適切な措置を含むべきことを強調する。
15. 性的搾取と虐待の事件およびゼロ・トレランスの政策に対応するための MONUC によって取られる措置に留意し、事務総長に対して、性的搾取および性的虐待からの保護の特別な措置に関する事務総長公示 (ST/SGB/2003/13)に記されている適切な措置を取るために、MONUC の文民および軍事要員による性的搾取および暴力の申し立てを完全に調査し続けることを要請する。
16. MONUC に対してその職務権限および活動に関する啓発および理解を高めるために、自国民、とりわけ国内避難民との相互理解を強化することを奨励する。
17. ゴマおよびナイロビプロセスのすべての当事者が停戦を尊重しまた効果的および誠実に約束を履行することを要求し、すべての武装集団に対して武器を即座に放棄しさらなる遅延や条件なくしてコンゴ当局および MONUC に対して、適宜、武装解除、再帰還、再定住および/または社会復帰のために、自ら出頭することを求める。

18. 事務総長および大湖地域特使に対して、キブにおける危機の根本原因に対処する政治的解決を促進するために、コンゴ民主共和国事務総長特別代表との密接な協議の下、仲介を強化することを要請し、コンゴ民主共和国政府、ルワンダ政府および地域の他の政府、国際協力機関およびすべての地域およびコンゴの当事者に対して、大湖地域事務総長特使およびコンゴ民主共和国事務総長特別代表と協力することを求める。
19. コンゴ民主共和国政府およびルワンダ政府に対して、合同査察メカニズムの再活性化を通じてを含み、緊張を緩和するための具体的な措置を取ること、またとりわけ大湖地域事務総長特使およびMONUCとの密接な協力の下で活動しFDLRの武装解除および再帰還に優先的に取り組み、2007年11月9日にナイロビにおいて署名された合同コミュニケにおいてなされた約束を完全に履行するために彼らの協力を高めることを促す。
20. 地域のすべての政府、特にブルンジ、コンゴ民主共和国、ルワンダおよびウガンダに対して、彼らに共有する治安および国境線問題を建設的な方法で解決し、決議1807(2008)によって再確認された武器禁輸違反を支援しあるいは地域に駐留する武装集団の活動の支援においてそれぞれの領域での使用を防止し、また二国間外交関係を設立するための2007年9月の三者プラス会合での約束を遵守することを促す。
21. すべての国家とりわけ地域における国家に対して、天然資源の違法取引を阻止するために、必要な場合には司法手段を通じてを含み、適切な措置をとることまた、必要に応じて安全保障理事会に報告を行うことを促し、とりわけコンゴ民主共和国政府に対して、専門的な機関、国際金融機関およびMONUC、ならびに地域の国家とともに、違法搾取の主要な場所の地図作製の実践を通じてを含み天然資源の搾取に対する効果的かつ透明な管理の計画を設立することを奨励する。
22. コンゴ民主共和国政府に対して、国際社会およびMONUCの支援と共に、市民を保護する、防衛、警察および司法行政の分野における専門的な治安組織の設立のために、2008年2月に開催された治安部門円卓会議の最終成果に基づいたものを含み、包括的な国家治安部門改革戦略を緊急事項として発展させまた履行すること、また憲法に従いならびに法の支配、人権および国際人道法を尊重し行動することを要請し、コンゴ政府に対して特にFARDCおよびすべての他の治安部隊の行政および指揮構造の改革を優先し、この分野において協力機関によって与えられた支援の持続性を確保することを促し、武装集団、国家警察および他の治安サービスにおける主要な地位、候補者の国際人道法および人権の尊重に関する過去の行動を含む、公的な地位の候補者を選出する場合に考慮する身元調査のメカニズムを設立する呼びかけをコンゴ当局に対して繰り返す。

23. すべての当事者に対して、すべての人道的な主体の時宜にかなった、支障のないアクセスを確保し、ならびに国際人道法、人権法および難民法を含む、国際法の下の彼らの義務に完全に従うことを要求する。
24. 決議 1698(2006)を想起し、すべての武装集団、特にローラン・ヌクンダ軍、FDLR および LRA に対して、子どもを徴用し利用することを阻止し彼らに関係するすべての子どもを解放することを要求する。
25. 犯罪および虐殺を行った者の訴追によって、とりわけコンゴ民主共和国東部地域における、不処罰に対する闘いの最大の重要性を想起する。
26. 事務総長に対して、コンゴ民主共和国の特別代表を通じて、コンゴ民主共和国における国際連合システムのすべての活動を調整し続けることを要請する。
27. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。